

327
722

即位禮に補ふる萬歳の補方_ニ就きて



始



(雲城第十四號抜刷)

即位禮に稱ふる萬歳の稱へ方に就きて

和田信二郎



即位禮に稱ふる萬歳の稱へ方に就きて

和田信二郎

大正
4.7.19
寄贈

一 登極令中の萬歳
明治四十二年二月十一日紀元節の佳節に當りて登極令は發布せられ、これによりて即位禮及び大嘗祭に関する儀式は制定せられたり。登極令は主として古制に則られたるも、なほ新例を開かせられたる點尠からず。されば今新に本令によりて式を行はせらるゝに當りては、なほ研究すべき箇所尠からざるべし。萬歳の稱へ方の如き蓋しその一ならむ。

著者寄贈本

登極令附式「即位禮當日紫宸殿ノ儀」中

内閣總理大臣南階ヲ昇リ南榮ノ下ニ於テ壽詞ヲ奏シ南階ヲ降ル

次ニ内閣總理大臣萬歲旛ノ前面ニ參進萬歲ヲ稱フ三諸員之ニ和ス訖テ西階ヲ昇リ座ニ復ス
とあり。この「萬歲ヲ稱フ」は實際に於て如何に稱ふべきか、聊か卑見を述べて識者の教を請はんと欲す。

二 萬歲を稱ふること

萬歲を稱ふことは甚だ古し。古來の例に考ふるにこれを稱ふる場合は凡そ左の如し。

一、歡喜の情を表はすとき

二、朝賀のとき

三、御即位式のとき

今その例の二三を示さん

一 歡喜の情を表はすとき

日本書紀十四五年春二月の條に

天皇狩獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地、而且鳴曰「努力努力、俄而嗔猪從草中暴出逐人、
獵徒緣樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺、舍人性懦弱、緣樹失色、五情無主、
嗔猪直來欲噬天皇、天皇用弓刺止、舉脚踏殺、於是田罷欲斬舍人、舍人臨刑而作歌曰、○中皇后聞
悲、與感止之、詔曰、皇后不與天皇、而願舍人、對曰、國人皆謂、陛下安野而好獸、無乃不可乎、今
陛下以嗔猪故而斬舍人、陛下譬無異於豺狼也、天皇乃與皇后上車歸、呼萬歲曰、樂哉人皆獵禽

獸、朕獵得善言而歸、

とあるは天皇親ら萬歲を稱へ給ひしなり。又續日本紀三十九延曆七年四月癸巳の條に

自去冬不雨既經五箇月、灌漑已竭、公私望斷、是日早朝、天皇沐浴、出庭親祈焉、有頃天闇雲合、
兩降滂沱、群臣莫不舞踏稱萬歲、
とあり。神皇正統記、後醍醐天皇の條に

武家には義貞の朝臣をはじめておほくの兵を下されしに、十二月に官軍引しりぞきぬ。關々をかためられ
しかど、次の年丙子○延元の春正月十日官軍又敗れて高氏すでにちかづく。依て比叡山東坂本に行幸して
日吉の社にぞまし／＼ける。内裏も則やけぬ。累代の重寶もおほく失にけり。むかしよりのためしなき程の亂
逆なり。かゝりし間に陸奥守鎮守府將軍顯家卿此みだれを聞て、親王○義良をさきだて奉り、陸奥出羽の
軍兵を率して責上る。同十三日近江國につきて事の上しを奏聞す。十四日に江をわたりて坂本にまゐりし
かば官軍大きに力を得て山門の衆徒迄も萬歲をよばひき。
とあるなど臣下が天皇に對して悦びの情を表はす時の聲なり。

二 朝賀のとき

朝賀は正月元日天皇大極殿に御して賀正を受け給ふ儀式にして大略即位式に相似たり。内裏式元正受群臣朝
賀式の條に

武官俱立振旛稱萬歲其聲
とあり。三代實錄二十一元慶六年正月三日○元日風雨ナリシヲ以テ此ノ日朝賀ヲ行フの條に

天皇御紫宸殿略中納言再拜稱萬歲
とあり。朝賀は中世以後行はれざること多く、一條天皇の正曆以後は全く廢絶せるものゝ如し。従つて朝賀に萬歳を稱ふる例は中世以後見る事能はざるに至れり。

三 御即位式の時

御即位式に萬歳を稱ふること亦甚だ古し。儀式五天皇即位儀の條に

宣命大夫、進自位就宣命位、宣制云略中云々宣、群官稱唯再拜、舞踏再拜、武官俱立振旛稱萬歲其聲
不拜舞、待宣命大夫退復本列而止、

とあり。江家次第十四即位の條に

武官俱立振旛稱萬歲其聲

とあり。代始和抄御即位事の條に

武官旗をふりて萬歳を稱す

とあり。又稱名院右府の御即位次第に

武官振旛稱萬歲内舍人同振之

妙槐、此間武官振旛可稱萬歲、師顯云、近年無沙汰云々

とあり。今その實例若干を茲に抄出せん

淳和天皇 弘仁十四年四月二十七日 振萬歲旗淳和天皇即位記

村上天皇 天慶九年四月二十八日 武官俱立振旛稱萬歲其聲
調々 (外記日記)

後三條天皇 治暦四年七月二十一日 武官等各一人就萬歲旗振之稱調 (後三條院御即位記)

二條天皇 保元三年十二月二十日 卿相拜舞此間武官可振萬歲旗、而右近振之、右近不振、宣命使就列之時番長一人纒振之、其時右近更振云々、又不唱調聲、皆違例也 (賴業記)

六條天皇 永萬元年七月二十七日 公卿不拜次武官振旛歟師元記

高倉天皇 仁安三年三月二十日 武官振萬歲旗左衛一人出來進振之、内舍人同可振之也、雖仰不承引奇怪也、其久可振之、而無程近代例云々、右近同可振而不振失也、但近代右近不振爲流例如例 (賴業記)

安德天皇 治承四年四月二十二日 武官不拜振旛稱萬歲玉葉

武官不拜唯振萬歲旗外記仰、左右近陣官人令振之、左近將曹先行、右近番長友行等振之、内舍人不振之、内待宣命使復列而可止、然 (賴業記)

而近例一振而止

土御門天皇 建久九年三月三日 武官不拜振旛稱萬歲三長記

武官不拜唯振萬歲旗左右華樓陣近衛振之、待宣命使復列而可止之、早止如形、近代如此歟 (建久九年御即位記)

順德天皇 承元四年十二月二十八日 武官俱立振旛稱萬歲玉葉

四條天皇 貞永元年十二月五日 武官振旛稱萬歲其聲調、但不聞頗非也 (岡屋關白記)

後深草天皇 寛元四年三月十一日 武官振萬歲旗稱萬歲 (寛元御即位御記)

伏見天皇 弘安十一年三月十五日 武官不拜俱立振旛稱萬歲近代無之 (御即位記)

正親町天皇 永祿三年正月二十七日 武官俱起振旛稱萬歲正親町院御即位略次第

後水尾天皇 慶長十六年四月十二日 武官俱立旛稱萬歲京都御所東山文庫記錄

明正天皇 寛永七年九月十二日 武官共立旛萬歲トヨハフ (寛永七年御即位之記)

後光明天皇 寛永二十年十月二十一日 武官俱立振_{其聲}施稱_{御即位記}萬歲

靈元天皇 寛文三年四月二十七日 武官俱立振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

中御門天皇 寶永七年十一月十一日 武官俱立振_{御即位式}施稱_{御即位式}萬歲

櫻町天皇 享保二十年十一月三日 武官俱立振_{御即位式}施稱_{御即位式}萬歲

桃園天皇 延享四年九月二十一日 武官振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

後櫻町天皇 寶曆十三年十一月二十七日 武官俱立振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

後桃園天皇 明和八年四月二十八日 武官俱立振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

光格天皇 安永九年十二月四日 武官俱立振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

仁孝天皇 文化十四年九月二十一日 武官俱立振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

孝明天皇 弘化四年九月二十三日 武官俱立振_{御即位次第}施稱_{御即位次第}萬歲

明治天皇 明治元年八月二十七日 (明治天皇の御即位のときは萬歲旗も用ひさせ給はず萬歲を稱

ふることもなかりしが如し)

(以上の諸例は大正四年四月廿五兩日内閣文庫に於て陳列せられたる圖書中より抄出したるもの多し。本稿を草するに就きて同文庫に負ふ所尠からず茲に感謝の意を表す。)

三 萬歳の稱へ方

萬歳を稱ふることは上述の如し。然れども式文には稱萬歳と記しながら實際にはこれを稱へざりしが如し。既に伏見天皇の頃にもこれを稱へざりしと見え、その時の記録に

稱萬歳_{近代無之}

とあり。徳川時代に至りては多くは「近代一向絶」近代不稱之」などあるにてその一斑は推し量らる。

稱萬歳_{其聲}とある調といふは如何なる事なりや、今日これを詳に知る事能はざるを憾とす。有職家なる御厨子所預高橋宗直朝臣も「近代即位ごととにさたある事なれども知りがたき事」といへり。同朝臣の遊響録に

御即位式などを見る中に武官振萬歳旗其聲調と有之候調とは如何の事に候哉

調といふ御即位御作法の中武官の人萬歳旗の下に集り件の旗をおしゆるがして呼さけぶ聲也。當時萬歳の旗はたてらるれども此事はなし近世即位ごととにさたある事なれども難知事とぞ承る山稱萬歳事は和漢書聖代の瑞と相見え候へ共いか呼候哉其聲相知がたく御座候。儀式之元日朝賀日振萬歳旗其聲調々又北山抄第四群臣上賀及壽儀云親王以下共舞踏三稱萬歳注承平稱調々不如字唱之云々以彼是按之不如字唱之とあれば其聲何といひたる事歟相知がたく甚以今按候得共今世も大石大木を動す時又方に及びがたき業をするときゑひといふ聲自然と出る又道成寺の能につりがねを荷出る者ゑひといふこゑあり又兵家勝凱の作法に大將左右の足をふみならしゑいゝをうゝの聲をかけ候と承候惣而助力の聲にゑいと申事いつ初りたる事は不勘候へ共むかしもゑいゝの聲ある事既に久しき事と被存候扱調の字も助力の聲と被存候如文字調々とは大音にいひがたし其故不如字唱之と北山抄に格別に註をいたしたる物にてゑいゝと申事にか又ゑいゝと申したる事と被存候それを後世轉語してゑいゝと申事にや

とあり、以て知るべし。

北山抄群臣上壽の條に

親王以下共舞蹈三稱萬歲八條式部卿親王三振袖云々、而承平稱謂、調不如字唱之、是拜舞內常稱、見朝拜式云々

とある不如字唱之とあるを宗直朝臣は文字の如く調々とは大音にいひがたぐ、それ故字の如くこれを唱へずと格別に註したるものなる旨記されたるはいかにぞや。これは萬歲を稱ふその聲は調といふ。調といふは「萬歲」と字の如く唱へずに調といふなりとの意にはあらざるか、李部王記に

群臣拜舞、式云、舞蹈三稱萬歲、卿以爲須如字稱之、左少辨大江朝臣朝綱及文章博士大江朝臣維時須選謂是可拜舞內稱謂、朝拜式云、稱萬歲其聲謂、故諸親王以朝綱說爲宜不如字稱之、後聞太政大臣難云、八條式部卿親王拜了三振袖、如字唱萬歲可依彼例者也。

とあり、大江朝綱及び大江維時は文字の如く稱へず調といふべしとの説にして八條式部卿親王は字の如く萬歲を唱へられしなり。この文をよく讀み味は、不如字唱之の意味も推知するに難からざるべし。

四 萬歲の起原

古來我が國の文明は多くこれを支那に仰げり。その結果として我が國の諸事諸物その起原を尋ねれば多くその支那に發するを知る。萬歲を稱ふことも亦然り。

史記廉頗藺相如列傳

趙王於是遂遣相如奉璧西入秦、秦王坐堂臺見相如、相如奉璧奏秦王、秦王大喜傳次示美人及左右、左右皆呼萬歲、

史記田單列傳

田單知士卒之可用乃身操版插與士卒分功、妻妾編於行伍之間、盡散飲食饗士、令甲卒皆伏使老弱女子乘城、遣使約降於燕、燕軍皆呼萬歲、

史記項羽本紀

漢將紀信說漢王曰、事已急矣、請爲王誑楚爲王、王可以間出、於是漢王夜出女子榮陽東門被甲二千人、楚兵四面擊之、紀信乘黃屋車傳左纛曰、城中食盡漢王降、楚軍皆呼萬歲、

前漢書武帝

元封元年略中詔曰朕用事華山至于中嶽、獲駁麋、見夏后啓母石、翌日親登嵩高、御史乘屬在廟旁、吏卒咸聞呼萬歲者三、

洛中紀異

唐高雅將舉義師西入長安略中帝至霍邑又夢、甲馬無數飛滿空中、帝問是何、軍伍對曰是公身中之神也、若無此何以威制天下、言訖並飛入帝身、帝覺召太宗言之復曰吾事齊矣、太宗拜於前連呼萬歲者數四、帝復大悅。

白氏文集一諷諭 賀雨

詔下纔七日、和氣生冲融、凝爲悠悠雲、散作習習風、晝夜三日雨、淒淒復濛濛、萬心春熙熙、百穀青芄芄、略中冠佩何鏘鏘、將相及王公、踏舞呼萬歲、列賀明庭中、

至武帝雖用夏正然每月朔朝至於十月朔、猶常享會其儀夜漏未盡七刻鐘鳴受賀及贊、公侯璧、二千石羔、千石六百石鴈、四百石以下百官賀正月、二千石以上上殿稱萬歲、略中後漢歲首正月爲大朝受賀、其儀夜漏未盡七刻鐘鳴、受朝賀及贊、百官二千石以上上殿稱萬歲、

北史一太祖道武帝

天興元年十二月己丑、帝臨天文殿、太尉司徒進璽綬百官咸稱萬歲、の類枚擧するに違あらず。

支那に於て萬歲を稱ふることの起原に就きては未だ研究を積まず。假りに宋の吳曾の能改齋漫錄一の説を擧げて參考に供せん。

高承事物紀原云、萬歲之始、考古逮周末有_レ此禮、戰國時秦王見_レ蘭相如奉_レ璧、田單僞約_レ降燕、馮諼焚_レ孟嘗君債券、左右及民皆呼_レ萬歲、蓋七國時衆所喜_レ慶于君_レ者、皆呼_レ萬歲、秦漢以來臣下對_レ見于君_レ拜恩慶賀、率以爲_レ常、已上皆高説、予按大雅_○江云、虎拜稽首天子萬壽、人臣之奉上以_レ萬歲疑發_レ于此、

五 古制の萬歲と登極令中の萬歲

即位禮を行はるゝに當りて南庭に萬歲旗を樹つること及び萬歲を稱ふことは古制及び登極令共に相同じけれども、その作法に至りては多少相違せる所もあり。今これを比較すれば

古 制

登 極 令

武官

振萬歲旗

稱萬歲其聲

内閣總理大臣

萬歲旗ノ前面ニ參進

萬歲ヲ稱フ_三諸員之ニ和ス

即ち古制は武官その任に當り、今制は文官たる内閣總理大臣これを務め、古制は萬歲旗を振りしを今制にてはこれを振らずして萬歲旗の前面に參進し、古制にては萬歲と唱へずして「エ、」とか「オ、」とか發聲せしを今制は三聲萬歲を稱へて諸員之に和するなり。これ古今相違の點なりとす。

六 パンゼイとマンザイとバンザイ

古來萬歲と書きて漢音にパンゼイと讀むと、吳音にマンザイと讀むとあり。御代を祝ふ意なるときはパンゼイといひ、樂名のときはマンザイといふが如し。謠曲高砂に

さて萬歲パンゼイの小忌衣、さすかいなには惡魔をはらひ、をさむる手には壽福をいただき、千秋樂は民をなで、萬歲樂マンザイには命をのぶ、相生の松風颯々の聲ぞたのしむ〜

とありパンゼイとマンザイとをよく使ひ分けたり、今日にても三河萬歲のことは吳音にマンザイといひ又禪家にて今上皇帝萬歲などいふときは漢音にパンゼイと稱ふ。然るに今一般には漢音と吳音とを打混じてパンザイと稱ふ。このパンザイに就きてはこれを次項に述べん。

七 明治以後稱ふる萬歲

明治以後萬歲を稱ふること、及びこれを「パンザイ」と稱ふことに就きては故東京帝國大學書記官清水彦五郎氏最もよくその起原を審にせり。氏に就きて聞き得たる聞書をそのまゝこゝに掲げん。この聞書は談話を聽

取したる翌日これを筆にしたるものなり、文責記者にあり。

清水彦五郎氏談話聞書

明治以後「萬歳」を唱へることの起原に就いては私が最も委しく知つて居る一人であるから聊か御質問に應じて御話を致しませう。

明治以後「萬歳」を唱へることは、明治二十二年二月十一日憲法發布の當日に帝國大學が唱へたのが初めてあります。憲法發布は實に我國の一大盛典である。此の盛典を祝するに當り。如何にして我々の熱誠を外形に表すべきかに就きては上下共に心を砕いたのであります。

我帝國大學の如きも、當日觀兵式行幸の際、二重橋外に奉迎することになつたが、此の時如何にして此の欣びを表はさんかに付きては大學でも苦心したのである。唯無言で最敬禮をするばかりでは此の場合大に物足らぬのである。外國には既に定まつた詞があるが、我國にはまださういふ詞がない。それで大學では評議員會で種々詮議をしたが、これぞといふ名案が見つからない。其の時文部省から「奉賀」と云つてはどうだと云つて來た。そこで私は舍監であるから生徒を運動場へ集めて「奉賀——奉賀——奉賀」と三聲發聲の練習をやつた。處が「奉賀」一聲ならまだよいが、三聲連聲となると聲の續き工合で「賀奉」と聞える。この「ガホウ」が一寸發音上「アホウ」と音が紛れ易い。どうもこれでは甚だ面白くないと私に心配した。時の文科大學長外山正一氏はかゝる事には非常に熱心な人であつたから自分でも運動場へ出て練習をやられる。處が外山博士は演説家であり、殊に如何なる音は力が強く、如何なる音は力が弱いなどといふことを熱心に研究して居られたが總べてかゝる際の發聲には第一の音が大事である、第一の音が力が強くなつてはならぬ。この

「奉賀」は第一の發聲「ホウ」といふのが力が弱くて到底大聲に唱へるのに適當でないと云はれた。私が實際にやらしてみた結果も面白くない。即ち理論でも實行でも共にだめだといふ事に歸着した。これは譬へ文部省からの案ではあるが用ひられぬといふ事に極まつた。

因に云ふ、私はこの「奉賀」は初めは多分時の文部大臣森有禮氏の發案であらうと思つて居た。それは森大臣は何事にも創見を出さるゝ人で今の「帝國大學」の名稱の如きも、この大臣の案である。今日では「帝國ホテル」「帝國劇場」「帝國何々」などと帝國を冠せられた名が澤山あつて、人が少しも怪しまぬが、當時に於ては「帝國」の文字は餘程耳新しかつたのである。併し森大臣はこの大學は「エンペリヤル、ユニバーシチ」の意にて「帝國大學」が最もよからうといつてかう定められたのである。又各分科大學學生のJ.M.L.S.T等の襟章の文字も此の大臣の發意である、是等の事から考へてこの「奉賀」も森文部大臣の發案であらうと思つて居た、併し後に至つて海軍ではかゝる場合に「奉賀」と唱へるといふことを知つた。それでこの「奉賀」は必ずしも文部大臣一己の案ではなく文部省以上の處から起つたのであつたかと覺つた。

(信二郎云、海軍にては近年まで「奉賀」を唱へ來りしが大正三年二月十日海軍禮式令を公布しこれにて「萬歳」と改められたり)

さあ「奉賀」が面白くないとすると何がよいかと又問題は初めに戻つた。

今の史料編纂掛の前身既ち臨時編年史編纂掛といふものがあつた。内閣臨時修史局から大學へ移つて重野博士星野博士などが居られた。よつてそこへかゝる際に唱ふるに適した詞は無いかと云つて意見を求めた。その時に編纂掛の諸先生から種々の案を提出せられたが、その中で「萬歳」が一番よさうである、外國の *Long Live the Emperor* の意味もあるからこれが一番よからうといふことに一致した。

さて文字上では「萬歳」の二字に定まつたが、これを如何に發音すべきかが第二の問題となつた。古い讀みを調べれば謡曲高砂に「さて萬歳の小忌衣云々、萬歳樂には命をのぶ」などとなり、祝ふ意味のときはバンゼイと漢音に讀み、樂名としてはマンザイラクと吳音によんで居る。そこで學生を、運動場へ集めて練習を

やつて見た。初め「バンゼイ」とやつて見たがこの「ゼイ」がどうも今日普通のもの耳には疎い感じがする次に「マンザイ」とやつて見たが、これでは正月鼓を打つて来るあの三河萬歳を連想し「マンザイマンザイ」と連呼すれば「三河萬歳此處へ來れ」と萬歳を呼ぶやうにも聞える。そこで又例の外山博士が發聲上最初の第一音は最も力が強くなければいけぬ、「マン」は弱く、「バン」は強い。それでどうしても第一音は「バン」でなければならぬ。第二音「ゼイ」は今日耳遠く「ザイ」の方強くして可なれば漢吳音取りませながら「バンザイ」としては如何との議を出された。そこで又々練習をやつて見るのに至極よろしい。そこでいよいよ「バンザイ」と唱へる事に確定した。

いよいよ「バンザイ」と定まつて日々練習をやつたから、その聲は四隣へ響き、まだ憲法發布の當日即ち正式に唱ふる日の來ぬ前から新聞にも出、近所の人の耳にも入りして、酒屋の小僧、八百屋の丁稚等は往來を歩きながら「バンザイ」の聲を放つて居た。

さて當日二重橋外整列の順序はどうであるかといふに、最初の定めでは第一學習院、第二帝國大學以下順次直轄諸學校といふのであつた。私は現場へ行つて面積と學生の數とを對比して見るのにどうしても狭くてしやうがない。そこで宮内省や學習院なんかへ種々奔走して、遂に前日に至つて議熟し、學習院は二重橋鐵橋内に整列することになり、鐵橋外、向つて右側へ一人一尺五寸の割合で帝國大學より第一高等中學校以下諸學校、左側へ高等師範學校高等商業學校以下諸學校整列して聖駕を迎へ奉つた。聖駕は此の日は學生の爲めに馬場先門内迄出でられ、それより右へ右へ櫻田門へ大廻りせられたのである。

さて當日は誰れが「萬歳」の音頭取をするかといふのに、それは云ふ迄もなく總長渡邊洪基氏であるべきで

ある。併し渡邊總長は誠に聲が低く、大聲に適しないから、これは外山博士に代理してもらひたいといふことになり外山博士は元より好きな事であるからその任を引受けられた。

當日は午前八時御出門、但し雨雪の節は御見合せといふことであつたが、相憎當日は大雪であつた。併し朝に至つて止んだので、觀兵式御舉行といふので各學校こゝに集まつた。學習院生徒は二重橋鐵橋内にて無音のまゝに奉迎した。かくて聖駕鐵橋を渡り終らせらるゝや外山文科大學長は渡邊總長に代りて「天皇陛下、萬歳、萬歳、萬々歳」と唱へ、教授學生一同之に和し聲天地に振つた。これ實に明治以後天皇陛下に對し奉りて始めて發せられたる萬歳の聲であつて、外山博士の口から出たものが即ち其の最初の聲であつた。さうして、それは「バンザイ」と唱へられた。

因に云ふ、聖駕に對つて大聲を發することは我が國にはまだ無いことであるから、宮内省主馬寮あたりでは若しも御料の馬車の馬がその聲に驚く様な事があつては一大事であるといふので、大に心配して日々御殿附近で突然大聲を發したり石油罐を打ち鳴らしたり種々なことをして馬の驚かないやうになる練習をしたといふことである。

約めて云へば「萬歳」の文字は臨時編年史編纂掛から提出した中から採用し、外山博士の説に従つて之を「バンザイ」と發音することとし、渡邊總長に代りて外山博士の口から初めて天聽に達したのである。

同年帝國大學秋期陸上大運動會に皇太子殿下(即ち今上天皇)行啓あり生徒一同運動場入口より左へ整列して奉迎した。總長の御先導にて殿下運動場に入らせらるゝや其の場の都合上生徒を率ゐて居た私が發聲する事となり、「皇太子殿下、萬歳、萬歳、萬々歳」と唱へ生徒之に和した。

大學ではこの「萬歳」を公式には天皇皇族以外には用ひぬことに定めて居る。さうして明治二十七八年戰役凱旋の時これを唱へた。卒業式行幸の如きには唱へぬことにして居る。

世間では皇族のみならず、「何々會萬歳」「何々君萬歳」などと勝手に用ひ甚だしきに至つては一種の雜詞の如く用ひ、小供などは俄によ

ろこびなどするときには「萬歳」と雖しすべて愉快を感じるるときなどにも用ひるに至つたがそれは萬歳の濫用である。

八 結 論

登極令によりて行はるゝ即位禮に於て萬歳を稱へらるゝは

一、文字の通り稱へずして中古の如く調を稱へらるゝか

これその調の明かならざる以上實際には行ひ難かるべく、又登極令にも調云々の明文もなし。

二、文字の如く稱ふとすれば

(イ) 古來の習慣によりて漢音にてバンゼイと稱へらるゝか

(ロ) 明治以後の慣例によりて漢吳音打混じたるバンザイに従はるゝか

以上の場合の外なかるべし。予は

明治以後一定して殆んど國民の聲となれるバンザイ

に従はれ

内閣總理大臣「天皇陛下萬歳」 諸員「萬歳」

内閣總理大臣「萬歳」 諸員「萬歳」

内閣總理大臣「萬々歳」 諸員「萬々歳」

と稱へられんことを切望して止まざるなり。

(大正四年六月十五日稿)

大應錄上

圓通大應國師初住筑州早良縣興德禪寺語錄

師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中

師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中 師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中 師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中

師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中 師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中 師○大應 文永七年十月二十八日入寺○中

萬邦拜手、

金史三十六 志十七 禮九 上壽儀

元日聖誕上壽儀、皇帝陛下御座、○中 閣使齊揖、入欄子内、拜跪

致詞曰、元正啓祚、品物咸新、恭惟皇帝陛下、與天同休、若

聖節、則云、萬春令節、謹上壽卮、伏願皇帝陛下萬歳・萬歳・萬

萬歳、

東京市牛込區天神町七十五番地
和田信二郎

327
722

終

